秘書課説明資料

令和8年度　地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議）

再犯防止の近年の動向について

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

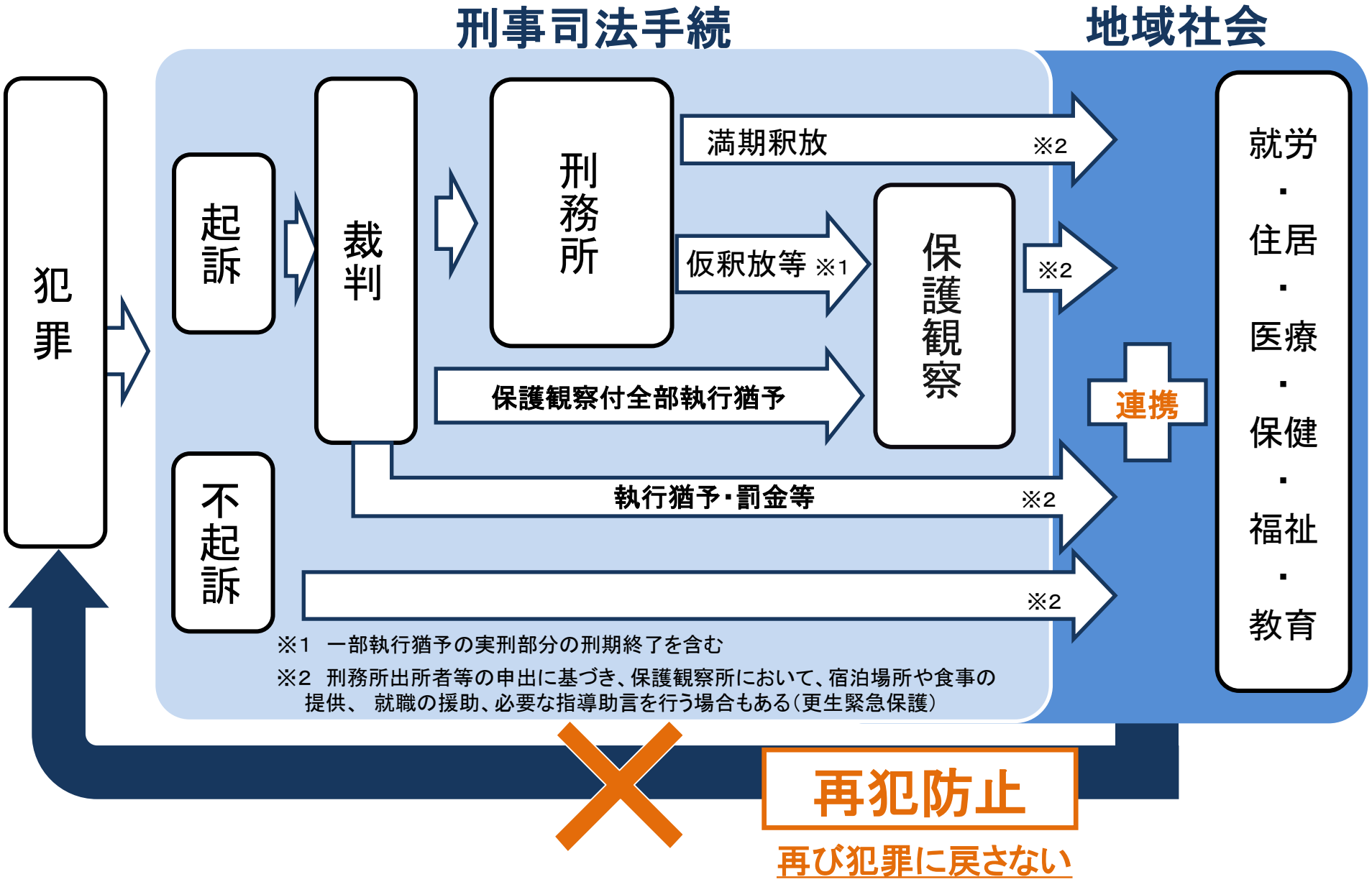
目次

01 「再犯防止」とは
02 第二次再犯防止推進計画の概要について
03 地方公共団体による再犯防止の取組の推進について
04 法務省各局（刑事局・矯正局・保護局）の施策について
05 広報・啓発について

01

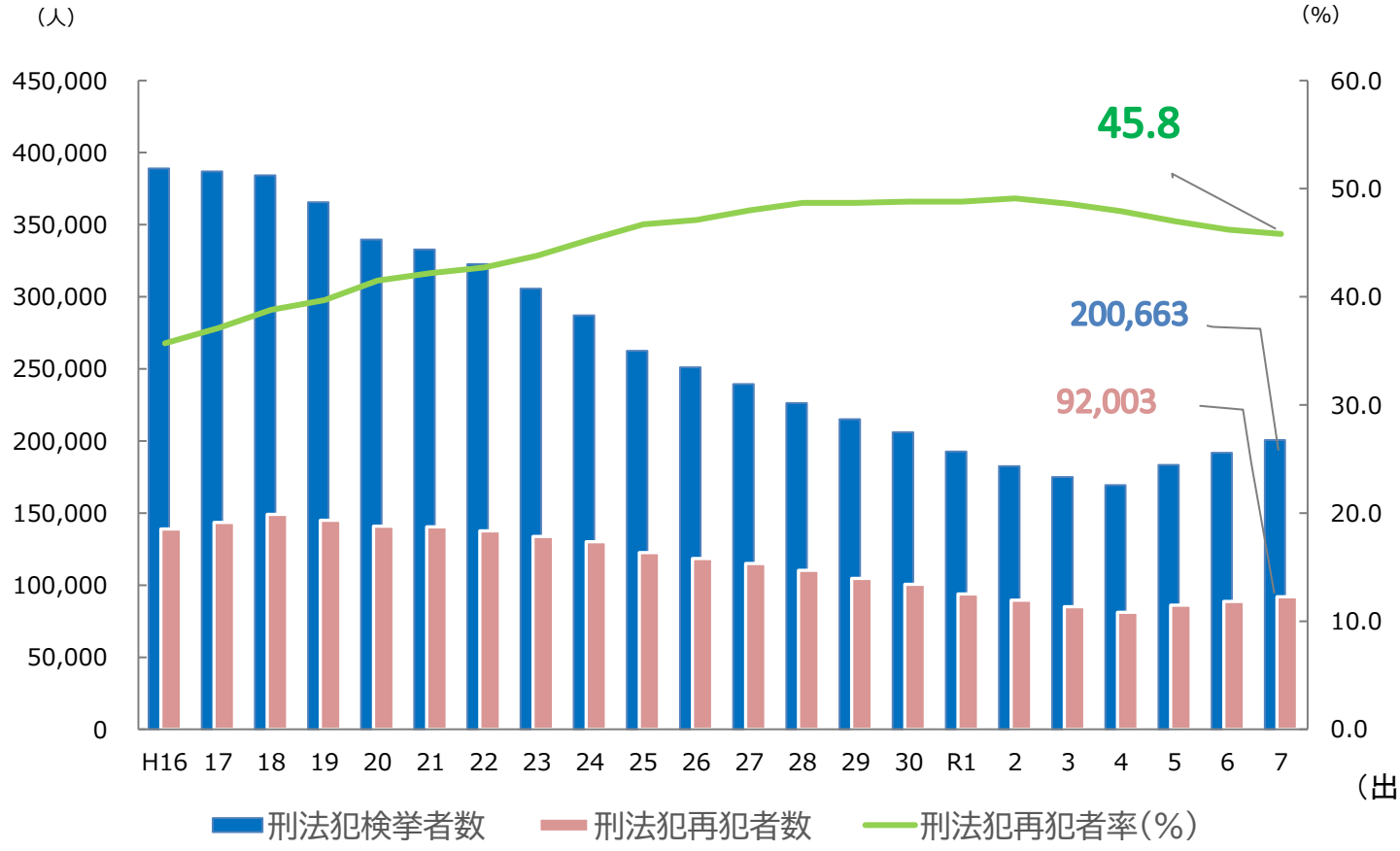
「再犯防止」とは

1　刑事司法手続の流れ（成人の場合）



2　再犯防止の必要性

刑法犯検挙人員の約半数が再犯者（再犯者率：45.8%）



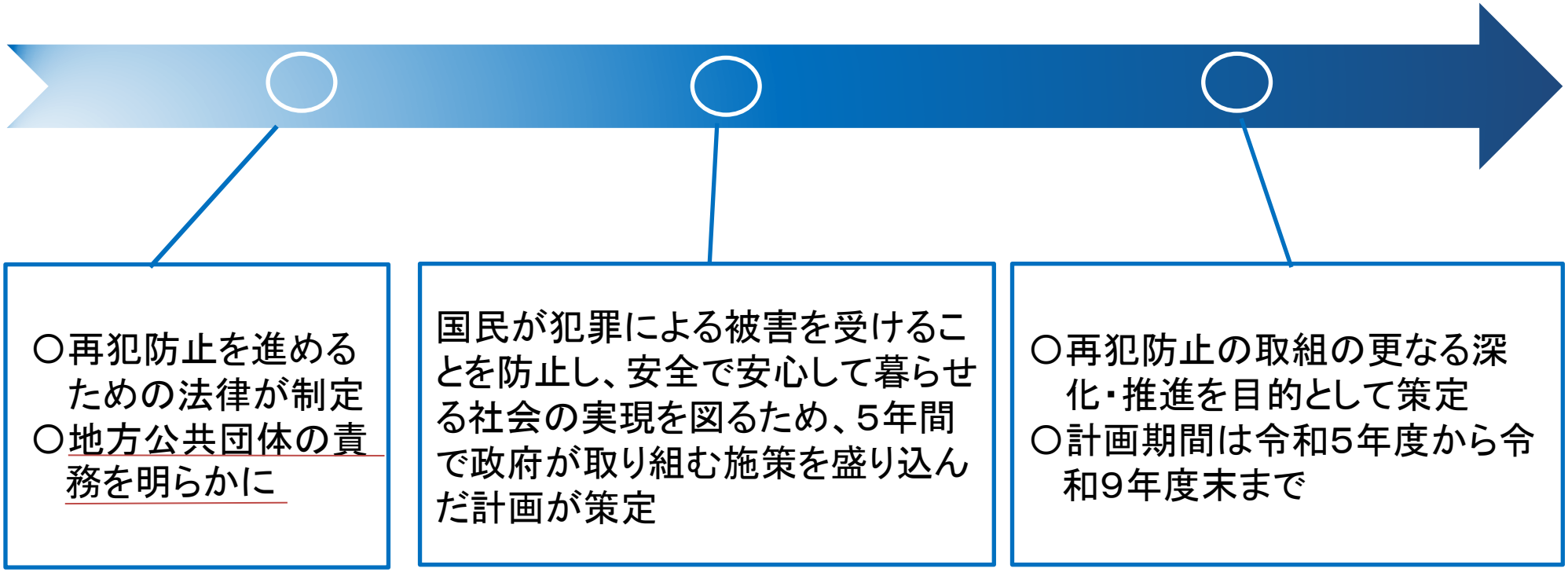
（出典：警察庁犯罪統計）

新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」を実現するためには、再犯防止の取組が重要

02

第二次再犯防止推進計画の概要について

1　法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ



2　第二次再犯防止推進計画

5つの基本方針

1. 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯防止施策を総合的に推進
2. 刑事司法手続段階における切れ目のない指導及び支援の実施
3. 犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止施策を実施
4. 効果検証・調査研究の成果や社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策の実施
5. 再犯防止の取組に関する広報等を通じた国民の関心と理解の醸成

7つの重点課題

1. 就労・住居の確保等
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3. 学校等と連携した修学支援の実施等
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
5. 民間協力者の活動の促進等
6. 地域による包摂の推進
7. 再犯防止に向けた基盤の整備等

3　地域による包摂の推進

刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること

＜国・都道府県・市区町村の役割の明確化＞

国

〇刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を行う。

〇再犯防止に関する専門的知識を活用し、犯罪をした者等、地域住民、地方公共団体、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

（広域自治体として）

〇市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。

〇市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門的支援の実施に努める。

市区町村

（地域住民に最も身近な基礎自治体として）

〇福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、適切にサービスを提供するよう努める。

03

地方公共団体による
再犯防止の取組の推進について

1　地域再犯防止推進事業の概要

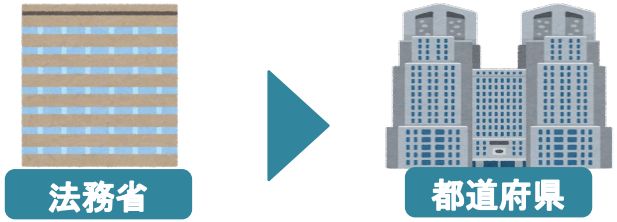
背　　景

○ 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠

○ 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示

○ 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



財政支援（補助金）

補助率１／２
（最大150万円）

※　都道府県負担分について地方交付税措置

（費目例）
人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費（印刷製本費、消耗品費等）、
役務費（通信運搬費等）、委託料　等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○（基礎自治体に対する）**施策の企画立案支援等**



・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言　など

○（基礎自治体に対する）**理解促進・人材育成**



・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】　など

○（都道府県が行う）**直接支援**

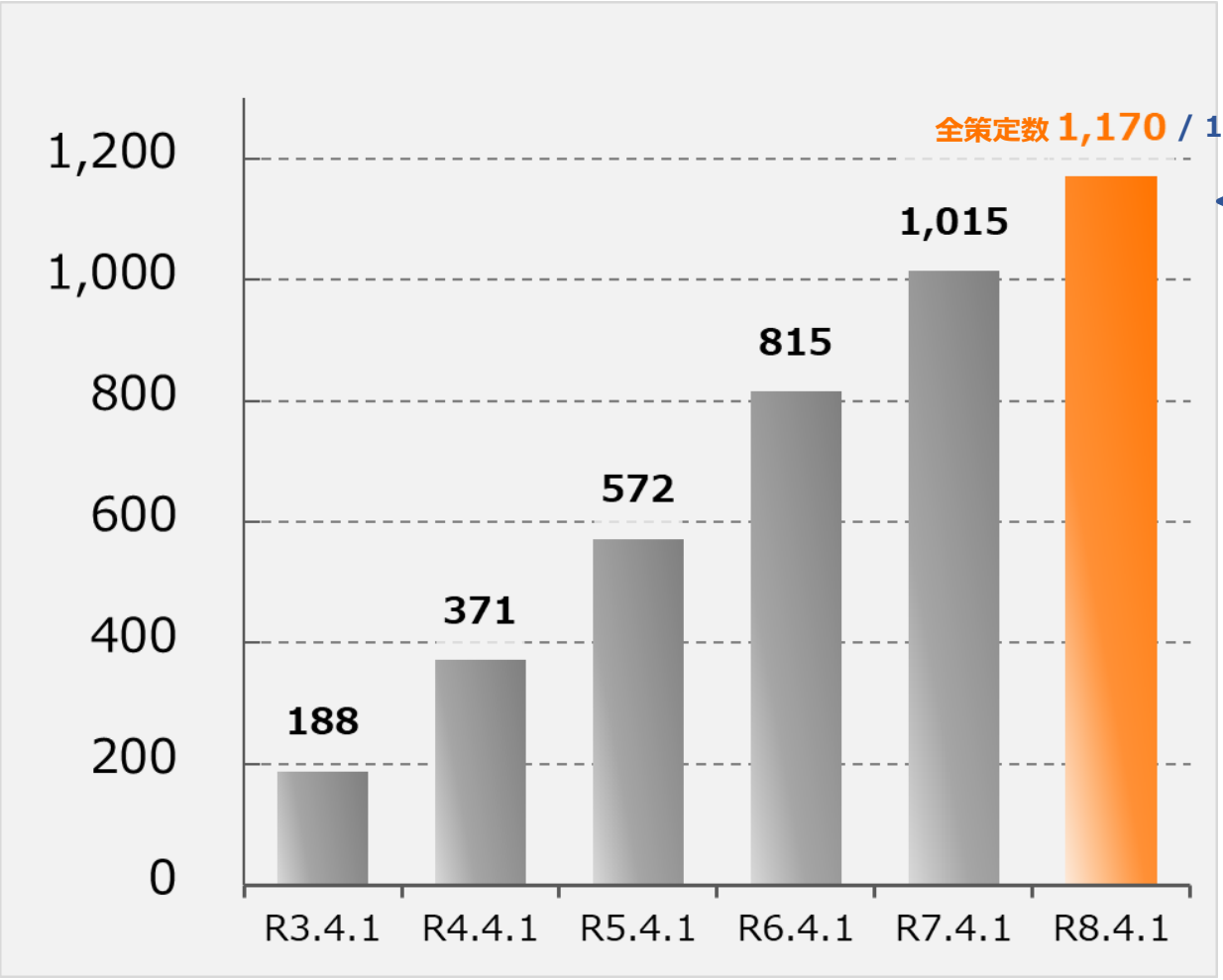


就労・住居支援 ／ **専門的支援** ／ **相談支援** のいずれか１つを実施

2-1　地方再犯防止推進計画の策定状況（R8.4.1現在　速報値）

再犯防止推進法　第８条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における**再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない**。



※法務省調べ（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

- 都道府県：47 団体 / 47団体
- 指定都市：20 団体 / 20団体
- その他の市町村（特別区を含む）
 1,103 団体 /1,727団体

指定都市

包含での策定　50.0%
単独での策定　50.0%

市区町村

包含での策定　86.0%
単独での策定　14.0%

※包含…地域福祉計画等の他の計画と一体として策定されたもの

2-2　地方再犯防止推進計画の充実・策定に向けて

改定時期の地方公共団体の皆様へ

計画の改定に当たっては、保護司をはじめとする民間協力者等のお声を聞いていただいたり、保護観察所へ相談いただくなど、計画内容の一層の充実をご検討ください

未策定の地方公共団体の皆様へ

都道府県や保護観察所への相談も行いながら、地域の実情に応じた計画の策定をしていただくようお願いします

参考資料

法務省HPでは、地方計画の策定に当たって参考となる「地方再犯防止推進計画の策定の手引き」を公開しておりますので、是非御活用ください

策定の手引きは
こちらから▶

3　地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会

Ⅰ	全国会議	**※本会議** 地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全国の地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図る。
Ⅱ	ブロック協議会	**令和8年10月～令和9年2月開催予定** 全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を行う。

※　令和7年度の実施状況
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00127.html

4　性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン
～再犯防止プログラムの活用～

【ガイドライン策定の趣旨】

性犯罪をした者に対しては、矯正施設・保護観察所において、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているが、それらの者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において、支援を継続することが重要。

⇒　法務省において、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを策定。

⇒　性犯罪に関する基本知識等を参照するための参考資料として活用いただくことも可能。

ガイドラインの概要

構成

①　用語の解説

②　性犯罪に関する基本知識
- 性犯罪の発生状況、性犯罪をした者の刑事施設再入率
- 法務省、地方公共団体、関係機関等による取組状況

③　性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援
- 支援ニーズの把握
- 具体的な支援方法、支援に当たっての留意点

④　関係機関との連携の在り方
- 関係機関の役割及び連携方策

付属資料
- インテークシート（対象者のニーズを把握するための質問項目）
- STEPs-R（認知行動療法に基づくプログラム（全5回））
- セルフチェックシート（生活状況を振り返り、問題を視覚的に把握）

ガイドラインを活用した支援の流れ（例）

矯正施設・保護観察所
- 専門的な処遇プログラムの実施
- 保護観察を終了する直前の者等に対して、地方公共団体の窓口を紹介

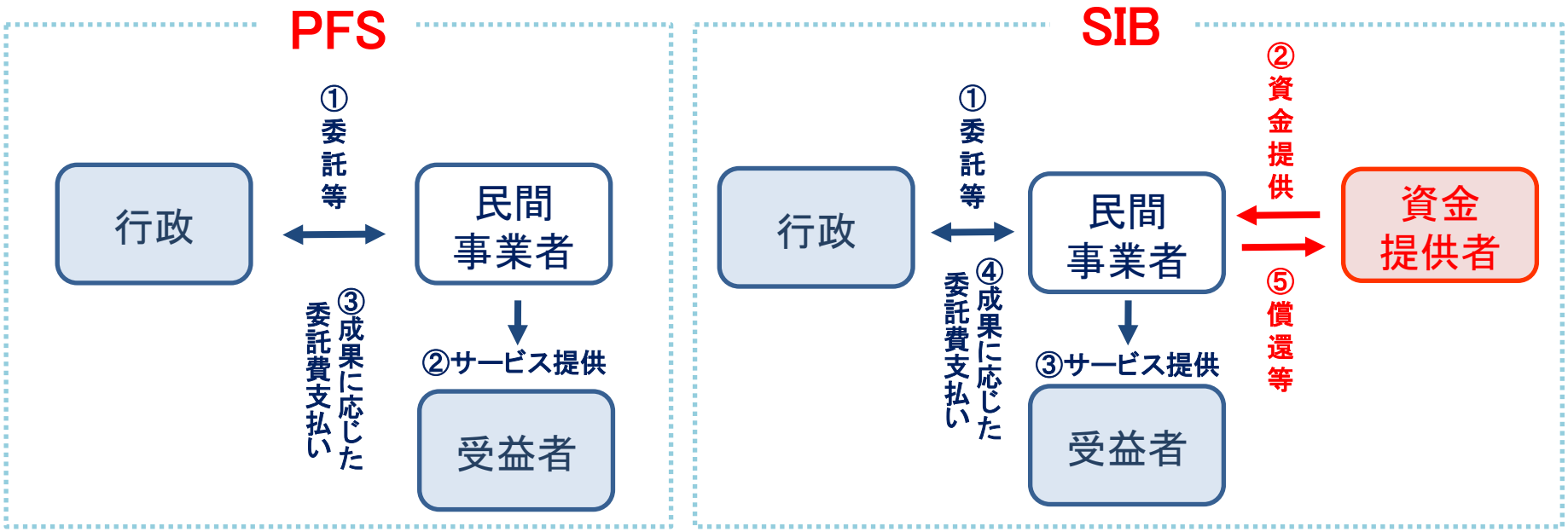
地方公共団体（主に都道府県を想定）
- インテークシートを活用し、対象者の支援ニーズを把握
- （必要に応じて、）
 - STEPs-Rを活用したプログラムの実施
 - セルフチェックシートを活用したフォローアップ
- （対象者の支援ニーズに応じて、）
 - 医療機関等へのつなぎ
 - その他の支援（就労支援、福祉的支援等）

5-1　再犯防止分野におけるPFS・SIB事業について　①PFSとSIBとは

- **PFS（Pay For Success　成果連動型民間委託契約方式）**
 行政が、民間事業者に事業を委託し、事業内容について**民間事業者に一定の裁量**を認めるとともに、**成果に応じて支払額が変動**する委託契約の方式。

- **SIB（Social Impact Bond　ソーシャル・インパクト・ボンド）**
 PFSの一類型で、事業を受託した民間事業者が、**金融機関等の資金提供者から資金調達**を行い、償還等も成果に連動して行うもの。

メリット①：民間事業者の成果連動リスクが軽減されるため、**成果連動リスクの大きな事業**を実施可能
メリット②：民間事業者にとって初期費用等の確保が容易となり、**財務基盤が弱い中小企業やNPO法人等**も参画できる

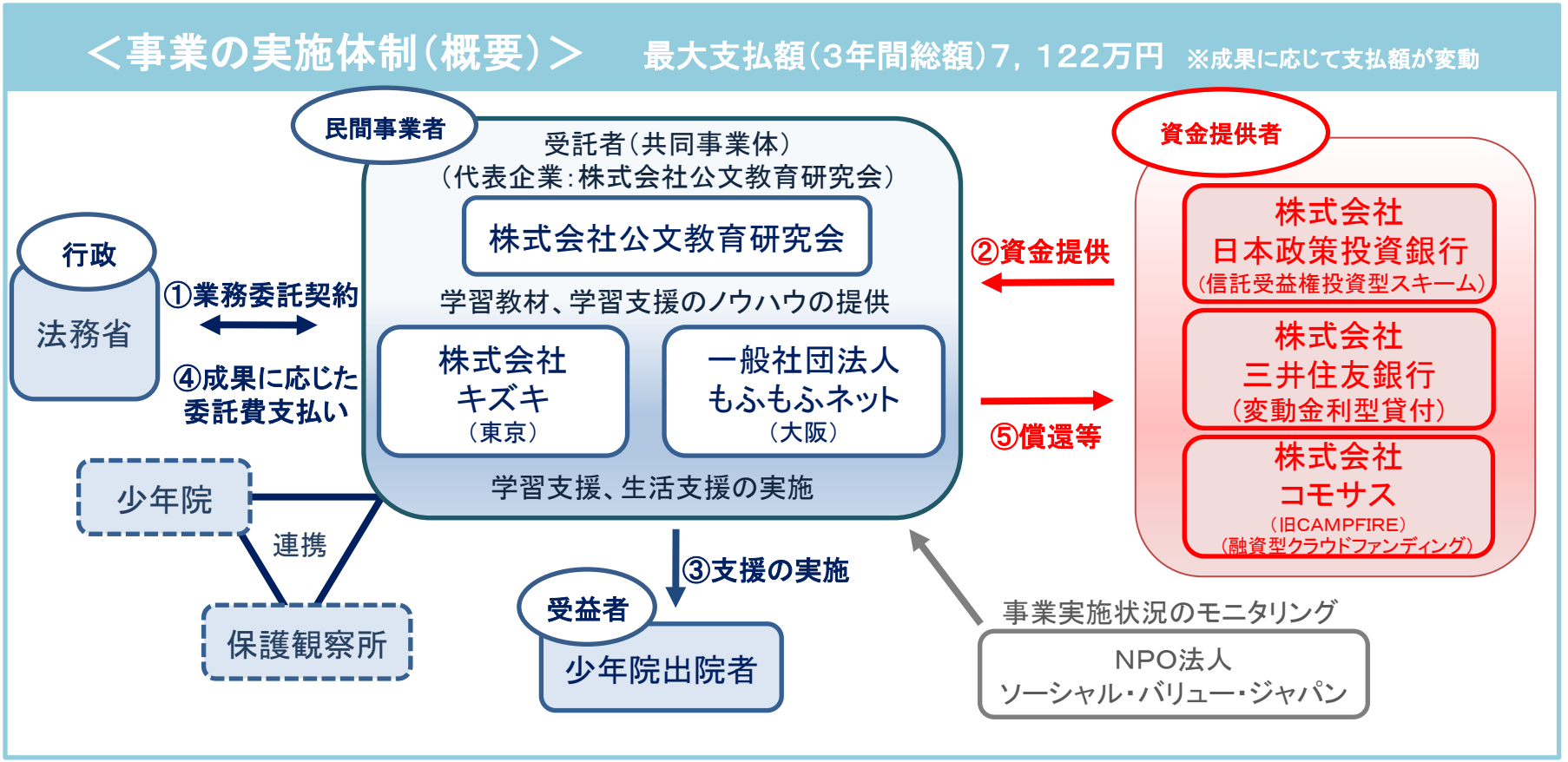


5-2　再犯防止分野におけるPFS・SIB事業について　②法務省の事例

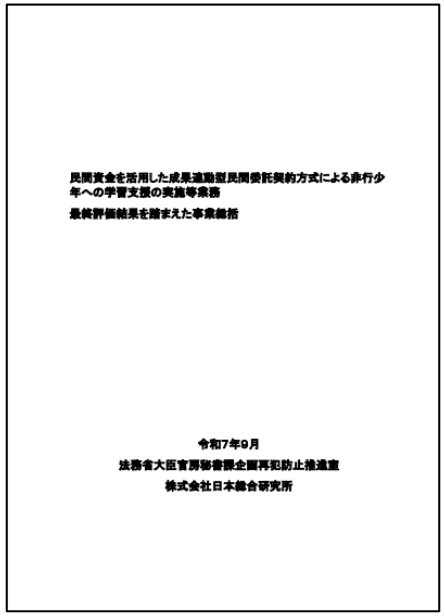
▶ **非行少年への学習支援事業**（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）

少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、出院後最長1年間の継続的な学習支援を実施

国が主体となってSIBを活用する初めての事業、再犯防止分野においては、地方公共団体も含めて初の取組



5-3　再犯防止分野におけるPFS・SIB事業について　③参考資料


民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式による非行少年への学習支援の実施等業務
最終評価結果を踏まえた事業総括

令和7年9月
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
株式会社日本総合研究所

▶ **民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式による非行少年への学習支援の実施等業務最終評価結果を踏まえた事業総括（法務省SIB事業）**

非行少年への学習支援事業終了後、株式会社日本総合研究所と共同で事業の総括を実施し、その結果として総括レポートを作成

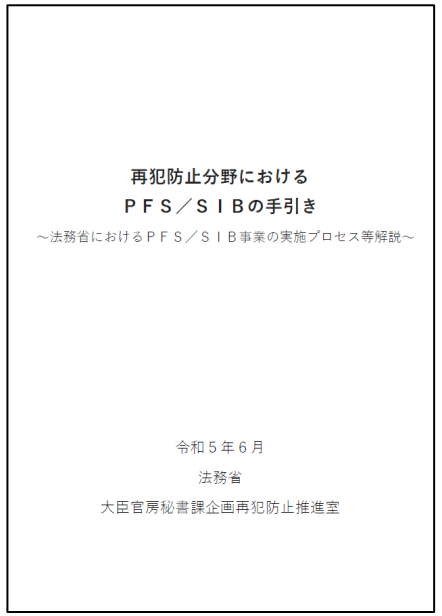
法務省HPにおいて公表
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00130.html

▶ **再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き**

地方公共団体において、再犯防止分野におけるPFS／SIB事業の導入・実施を検討する際にご活用いただけるよう、

法務省が行ってきた2つのPFS事業を素材として、
PFS事業の導入・実施のプロセスを解説する手引きを作成

法務省HPにおいて公表
https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00094.html


再犯防止分野における
ＰＦＳ／ＳＩＢの手引き
～法務省におけるＰＦＳ／ＳＩＢ事業の実施プロセス等解説～

令和５年６月
法務省
大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

04

法務省各局（刑事局・矯正局・保護局）の施策について

入口支援における関係機関等に対する情報提供について

支援対象者に関する情報提供

課　題

- 入口支援においては、関係機関から、効果的な支援を行うため、検察が把握する情報について共有を求められることが多い。
- 一方で、検察が把握する情報を提供するに当たっては、刑事訴訟法47条ただし書の趣旨を踏まえ、判断する必要がある。

※　刑事訴訟法47条･･･訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りではない。

対　応

- より適切に情報提供がなされるよう、最高検・刑事局において、情報提供を行うに当たっての視点等を整理し、全庁に周知した。

協議の実施の促進

- 効果的な支援を行うためには、関係機関において積極的に協議を実施し、相互理解を深め、連携を強化することが重要。

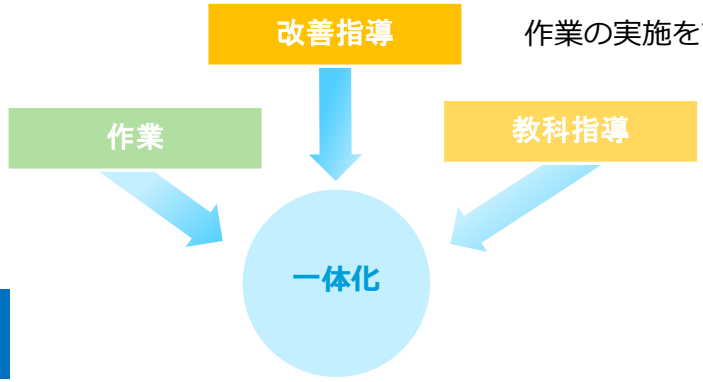
何かあれば、お気軽に検察庁の社会復帰担当に御連絡ください。

拘禁刑の創設（R7.6.1）に伴う矯正処遇等の拡充

懲役刑 → 拘禁刑

作業 ＋ 改善指導 ＋ 教科指導

作業の実施を前提とし、作業、改善指導、教科指導はそれぞれ実施



- 受刑者の必要性に応じた作業の実施
- 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇
- 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

受刑者の集団編成の見直し

○　犯罪傾向の進度による分類を廃止し、受刑者の特性等に応じて、　**基本的な処遇類型（矯正処遇課程）**を２４種類設け、処遇の目標、矯正処遇の在り方、作業と指導の組合せ、処遇上配慮すべき事項などを規定

○　矯正処遇課程等に基づいて、個々の受刑者の特性等に応じて処遇

矯正処遇課程の例
福祉的支援課程、高齢福祉課程、依存症回復処遇課程、若年処遇課程、長期処遇課程、短期処遇課程、一般処遇課程、　開放的処遇課程　など

受刑者の特性等に応じた処遇を効果的・効率的に実現

受刑者の必要性に応じた作業の実施

実施目的の明確化

○受刑者の特性を踏まえ、どのような作業に従事させることが適切か

○その作業に従事することにより、どのような処遇効果を期待できるか

などについて明確化。

拘禁刑の趣旨を踏まえた作業の再構築

基礎的作業

社会人として求められる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる。

職業訓練

雇用ニーズを踏まえた職業訓練を効果的に実施できるよう、訓練の内容、実施施設等の見直しを図る。

機能別作業

（代表例）

【コミュニケーション能力等向上作業】
出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る。

【機能向上作業】
作業療法士等による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持・向上を図る、又は、窯業や農園芸活動を通じて、自信や生きがいを実感させ、自己肯定感の向上を図る。

改善指導・教科指導の拡充

一般改善指導の拡充

特別改善指導の拡充

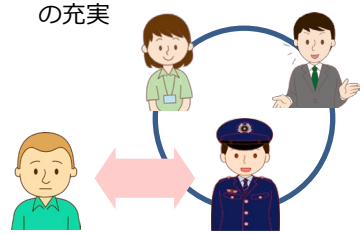
○特別改善指導「暴力防止指導（Ｒ７）」の創設
○刑期を通じた被害者等の心情等を考慮した改善指導の実施
○効果検証の結果を踏まえた薬物依存離脱指導の充実
○オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進

作業を含む受刑生活への動機付けの強化

- 受刑者の特性の理解
- 個別指導の強化

社会復帰支援の拡充

○必要に応じた支援計画の策定
○民間団体と連携した就労支援の充実



新たな処遇体制の整備

職員の意識改革スキル向上

生活援助の必要性の高い受刑者等へのチーム処遇の展開

地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

取組の根拠

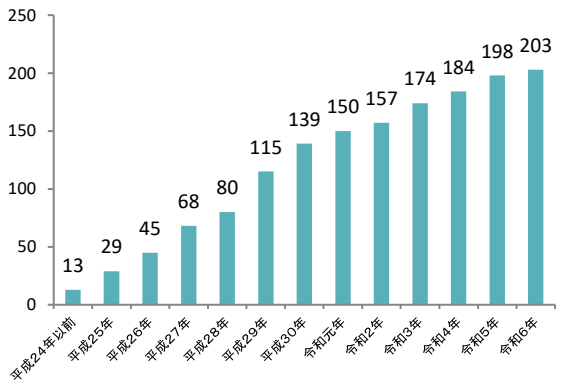
再犯防止推進法

第14条　国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第24条　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

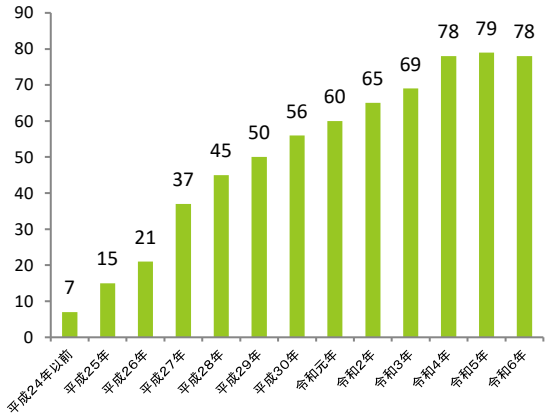
入札参加資格審査における優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、
あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、
社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



203団体

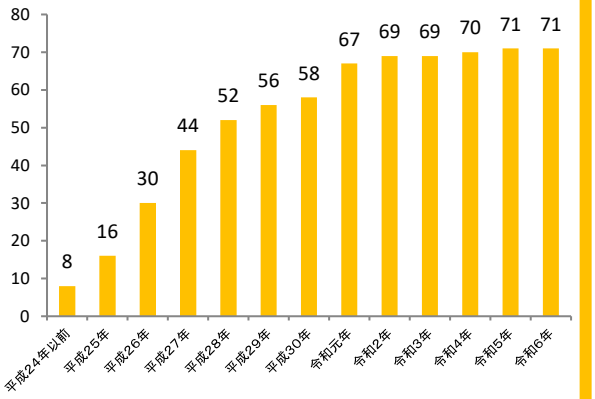
総合評価落札方式における優遇措置



78団体

保護観察対象者等の雇用

保護観察対象者等を非常勤職員として雇用するもの。



71団体

令和６年１２月末現在で、保護観察所で把握できた団体数



「保護観察所」とは？

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援を行っている国の機関です。

犯罪も犯罪による被害も生まない、一人一人のかけがえのない暮らしを大切にする地域づくりのために、保護観察所では、関係機関と連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人が地域での生活に困ったときの相談・支援を行っています。

更生保護のマスコットキャラクター



更生ペンギンの ホゴちゃん　更生ペンギンの サラちゃん

保護観察所の地域援助

保護観察所では、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ご利用は無料です。
※支援に関するお問い合わせは、お近くの保護観察所にご連絡ください。



全国の保護観察所の問合せ窓口



庁名	電話番号	庁名	電話番号
札幌	011-261-9225	津	059-227-6671
函館	0138-26-0431	大津	077-524-6683
旭川	0166-51-9376	京都	075-441-5141
釧路	0154-23-3200	大阪	06-6949-6244
青森	017-776-6418	堺支部	072-221-0037
盛岡	019-624-3395	神戸	078-351-4004
仙台	022-221-1451	奈良	0742-23-8959
秋田	018-862-3903	和歌山	073-436-2501
山形	023-631-2277	鳥取	0857-22-3518
福島	024-534-2246	松江	0852-21-2087
水戸	029-221-3942	岡山	086-234-5801
宇都宮	028-621-2271	広島	082-221-4651
前橋	027-237-5010	山口	083-922-1337
さいたま	048-861-8287	徳島	088-622-4359
千葉	043-204-7791	高松	087-822-5445
東京	03-3597-0114	松山	089-941-6158
立川支部	042-521-4233	高知	088-873-5118
横浜	045-201-1842	福岡	092-761-6799
新潟	025-222-1531	北九州支部	093-561-6340
甲府	055-235-7814	佐賀	0952-24-4292
長野	026-234-1993	長崎	095-822-5175
静岡	054-253-0191	熊本	096-366-8080
富山	076-421-5132	大分	097-532-2053
金沢	076-261-0059	宮崎	0985-24-4345
福井	0776-22-2955	鹿児島	099-226-1556
岐阜	058-265-2651	那覇	098-853-2945
名古屋	052-951-2941		

犯罪・非行の防止や立ち直り支援のための

保護観察所の地域援助

保護観察所では、犯罪・非行の防止や
立ち直りの支援により、安全・安心な地域社会、
共生社会の実現を目指しています。



法務省・保護観察所

一人一人のかけがえのない暮らしを支える地域支援ネットワークの構築に取り組んでいます

保護観察所

保護観察所では、更生保護関係団体の皆様とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体の皆様とのネットワーク構築に取り組んでいます。



犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らせる地域づくりは、地域に暮らすみんなの願いです。犯罪・非行の防止や立ち直り支援のため、保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの御理解・御参画をよろしくお願いします。

住居

居住支援を行う機関・団体との調整など



保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための手続のサポート
- 市町村等と連携した福祉サービスの調整など



仕事

出所者等の立ち直りに理解のある事業主のもとでの就労支援など



修学

学習支援や学校との連絡調整など



依存症からの回復

薬物・アルコール依存からの回復支援施設の紹介や利用調整など



医療

病状等に応じた医療機関の紹介など



保護観察所では次のような支援を行っています。 お気軽にご相談ください。

〈 地域の皆様へ 〉

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」

一人ひとりの再出発（リスタート）をサポート

犯罪・非行の地域相談窓口 **りすたぽ**



地域社会で生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関・団体等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整したりします。

〈 関係機関・団体の皆様へ 〉

研修・講演会

犯罪・非行に関する研修や講演会等の企画の支援、職員派遣などを行います。

広報・情報発信等の支援



犯罪予防や再犯防止に関する広報や情報発信等に適した広報素材等の提供などを行います。

事例検討会への参加

刑務所を出所した人などへの支援事例に関する検討会等に参加し、支援方針の見立てや支援方法に関する助言・提案を行います。



個別ケースへの対応

関係機関・団体の皆様が支援をしている方への支援に関する助言や提案を行います。相談内容に応じて、保護観察所も連携して支援を行います。



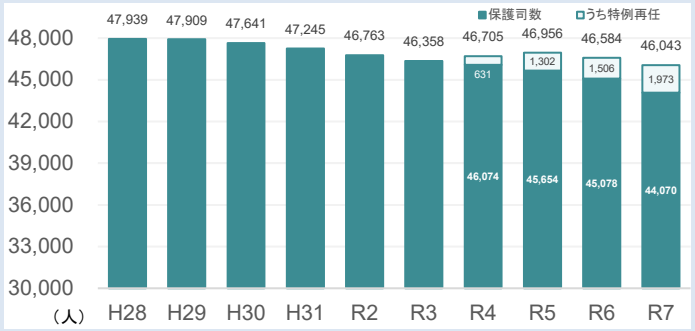
保護司制度の現状と課題 ～成長しつづける保護司制度を目指して

○　保護司の**減少傾向・高齢化**が続いており、**従前以上に多様な方に保護司を委嘱**し、**保護司制度を持続可能なものとする必要**。

○　令和６年５月、滋賀県で保護司が殺害され、担当していた保護観察対象者が逮捕・起訴される事件が発生しており、**保護司が安全に安心して活動できる環境の整備が必要**。

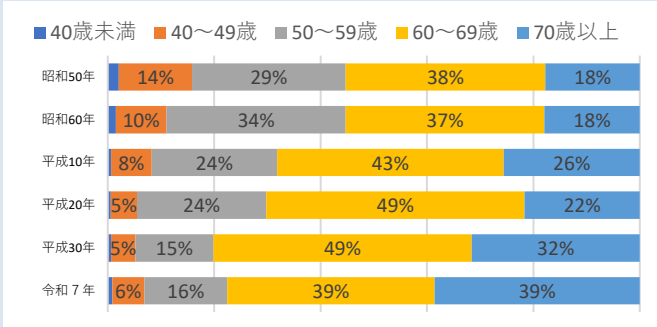
○　令和７年１２月に保護司法の改正法案が成立し、**地方公共団体による保護司活動への協力は「できる」規定から「努力義務」規定に変更**（公布後１年以内に施行）。

保護司数の推移



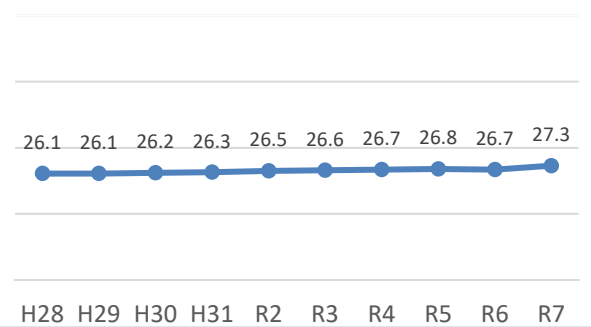
長く減少傾向にある

保護司年齢別構成の推移



７０歳代が増加している

保護司に占める女性比率の推移



女性の保護司は３割未満で推移

※いずれも各年1月1日現在

地方公共団体の皆さまへのお願い

○　保護司の高齢化や定年年齢の上昇を受けて、**働いている現役世代の方々**にもより一層、保護司として活躍いただくため、**地方公共団体の職員の保護司への就任と、保護司である職員が保護司活動を行う**ことへの御配慮をお願いいたします。
　なお、保護司には給与が支給されないため、地方公務員法上の兼業の許可は不要です。

・**ボランティア休暇や職務専念義務の免除**について、保護司活動への適用を御検討いただきたいこと。
・保護司になりたい旨の申出が職員からあった場合は、必要に応じ、**周囲の職員にも理解を求める**などの支援を行うこと。

○　保護司が**自宅以外の場所で保護観察対象者との面接を実施できる環境の整備**に御協力をお願いいたします。

・公民館やコミュニティセンターなどの**公共施設を面接場所や更生保護サポートセンターとして、保護司・保護司会が利用**することに御協力いただきたいこと。
・提供いただいた面接場所について、**夜間、休日も含めて利用**できるよう御配慮いただきたいこと。

05

広報・啓発について

再犯防止に関する取組の広報活動

令和7年版再犯防止推進白書

「令和7年版再犯防止推進白書」は、第二次再犯防止推進計画に掲げた施策に関し、政府が講じた取組やその成果に関する指標の最新データ等を掲載。

特集では、近年新たに再犯防止分野に参画いただいている、民間企業を始めとした、多様な企業及び団体による先駆的な取組を紹介。コラムでは、犯罪を繰り返してしまったものの、その後、地域の中で支援を受け、社会復帰を果たした当事者とその支援者に対するインタビューも掲載。

令和7年版再犯防止推進白書はこちらから



再犯防止に関する広報・啓発動画

コットンと考える「再犯防止」～830人の社会復帰を支援！伊豆丸剛史さんに聞く～

お笑いコンビ・コットンさんが、民間協力者の立場で、罪を犯した高齢者・障害者の社会復帰支援に長年携わってきた伊豆丸剛史さんにインタビュー。

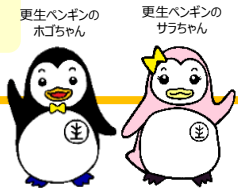
再犯防止においては、支援者だけでなく、地域社会の皆様にも、犯罪の背景にある「生きづらさ」に関心を寄せていただくことが重要であることを伝える内容となっています。





本編動画はこちらから

“社会を明るくする運動”について



“社会を明るくする運動”

- 犯罪や非行のない、新たな被害者も加害者も生まない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動
- 昭和26年から続く運動で、毎年、7月を強調月間としている
- 第76回を迎える令和8年は、統一テーマ「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」 を掲げ、全国で一体的な運動を行う
- 「第二次再犯防止推進計画」（R5.3閣議決定）に同運動の推進が掲げられ、全国各地で延べ138万人以上（第75回運動）が参加
- 更生保護マスコットキャラクター「ホゴちゃん」と「サラちゃん」や「幸福（しあわせ）の黄色い羽根(※)」を広報資材として活用

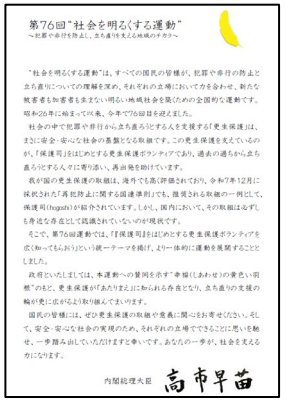
※太陽に向かって咲くひまわりのように青少年が明るく強く成長することへの願いを込め、また、刑務所を出所した男性をあたたかく迎える映画「幸福の黄色いハンカチ」から着想を得て、更生保護のシンボルカラーを黄色としているもの。

内閣総理大臣主導による推進

- H27.2、首相官邸で“第65回社会を明るくする運動”中央推進委員会会議を開催
- 以後、7月の強調月間中に閣僚が「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を着用
- 国民に向けた総理大臣メッセージを発信
- 都道府県単位・市区町村単位で全国約1,000の首長の方々に推進委員会委員長に就任いただいており、各地でメッセージの伝達式を実施






第76回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を許さず、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆様が、犯罪や非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者もまさない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、今年で76回目を迎えました。

社会の中で犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援する「更生保護」は、まさに安全・安心な社会の基盤となる取組です。この更生保護を支えているのが、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアであり、過去の過ちから立ち直ろうとする人々に寄り添い、再出発を助けています。

我が国の更生保護の取組は、海外でも高く評価されており、令和7年12月に採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、模範となる取組の一例として、保護司（hogoshi）が紹介されています。しかし、国内において、その取組は必ずしも身近な存在として認識されていないのが現状です。

そこで、第76回運動では、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、より一体的に運動を展開することとしました。

政府といたしましては、本運動への賛同を示す“幸福（しあわせ）の黄色い羽根”のもと、更生保護があたりまえにある社会となり、立ち直りの支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。

国民の皆様には、ぜひ更生保護の取組や意義に関心をお寄せください。そして、安全・安心な社会の実現のため、それぞれの立場でできることに思いを馳せ、一歩踏み出していただけますと幸いです。あなたの一歩が、社会を変える力になります。

内閣総理大臣　高市早苗

主な取組

- 全国各地で地方公共団体や民間団体の協力により、街頭広報やポスター・テレビ・SNS等での広報活動に加え、関連するイベントを実施
- 小中学生を対象とした作文コンテストを実施（第75回運動における応募総数：約30万作品。積極的な取組を行う学校に特別賞を贈呈。）
- 人気タレントと連携したイベント動画の制作など、幅広い年齢層に向けた取組を推進

動画による発信

- 第76回運動では、実在の保護司へのインタビューを元に、ポスターデザインと連動した動画を作成
- 全国各地で開催される運動関連行事で放映されるほか、法務省公式YouTubeチャンネルで配信



世界に広がる更生保護

- R6.4、オランダ・ハーグにて開催された第2回保護司会議において、4/17を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認
- 保護司を始めとした地域ボランティアの取組に対する国際的認知度の向上を図ることなどが盛り込まれた
- 記念日である4月17日には、各地でイベントが実施されたほか、全国の史跡、建物等が更生保護のシンボルカラーであるイエローにライトアップされた



